

## 文京区歩行喫煙等の禁止に関する条例の一部を改正する条例について

【文京区歩行喫煙等の禁止に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表】

\_\_\_\_\_は改正部分を示す

新	旧
<p>○<u>文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例</u></p> <p>平成二十年九月二十九日 条例第四十五号</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、区、区民等、地域活動団体、事業者等及び関係行政機関が相互に協力して、喫煙マナーの向上及び地域の環境美化の促進のための取組を推進することにより、<u>公共の場所における喫煙及びポイ捨て</u>をなくし、安全で清潔な地域環境を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 区民等 区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、勤務し、若しくは在学し、又は区内に滞在し、若しくは区内を通過する者をいう。</p> <p>二 地域活動団体 町会、NPO（非営利活動団体）、ボランティア団体その他の地域で活動する団体をいう。</p> <p>三 事業者等 区内において事業活動を行うものをいう。</p> <p>四 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署、消防署、国道又は都道を管理する事務所その他の行政機関をいう。</p> <p>五 公共の場所 <u>国又は地方公共団体が所</u></p>	<p>○<u>文京区歩行喫煙等の禁止に関する条例</u></p> <p>平成二十年九月二十九日 条例第四十五号</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、区、区民等、地域活動団体、事業者等及び関係行政機関が相互に協力して、喫煙マナーの向上及び地域の環境美化の促進のための取組を推進することにより、<u>歩行喫煙及びポイ捨て並びに重点地域における路上喫煙</u>をなくし、安全で<u>快適な歩行空間及び清潔な</u>地域環境を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 区民等 区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、勤務し、若しくは在学し、又は区内に滞在し、若しくは区内を通過する者をいう。</p> <p>二 地域活動団体 町会、NPO（非営利活動団体）、ボランティア団体その他の地域で活動する団体をいう。</p> <p>三 事業者等 区内において事業活動を行うものをいう。</p> <p>四 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署、消防署、国道又は都道を管理する事務所その他の行政機関をいう。</p> <p>五 公共の場所 <u>区内の道路、公園、広</u></p>

有し、占有し、又は管理する区内の道路、公園、児童遊園、遊び場その他の公共の用に供する場所（屋外に限る。）をいう。

六 たばこ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。

七 喫煙 たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。

八 喫煙による迷惑行為 喫煙をすることによりその煙を屋外にいる他人に吸わせる行為をいう。

九 灰皿 たばこの吸い殻を収集し、又は収納するための容器をいう。

十 ポイ捨て 灰皿以外の場所にたばこの吸い殻を捨て、又は置き去ることをいう。

（区の責務）

第三条 区は、第一条の目的を達成するため、広報、啓発、指導、助言その他の必要な施策を実施しなければならない。

2 区は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、区民等、地域活動団体、事業者等及び関係行政機関と連携・協力し、施策の効果が最大限に発揮できるよう努めなければならない。

（区民等の責務）

第四条 区民等（区内に滞在する者及び区内を通過する者を除く。）は、居住する住宅、勤務する事業所等及び通学する学校の周辺環境の清潔保持に努めなければならない。

2 区民等は、公共の場所以外の場所（屋外に限る。）において喫煙をするときは、喫煙による迷惑行為を行うことのないよう配慮

場その他の不特定又は多数の者の利用に供する場所（屋外に限る。）をいう。

六 歩行喫煙 公共の場所において、歩行中（自転車等の乗車中を含む。）に、喫煙し、又は火のついたたばこを所持することをいう。

七 路上喫煙 公共の場所において、喫煙し、又は火のついたたばこを所持することをいう。

（新設）

（新設）

八 ポイ捨て 公共の場所において、たばこの吸い殻を収集し、又は収納するための容器以外の場所にたばこの吸い殻を捨て、又は置き去ることをいう。

（区の責務）

第三条 区は、第一条の目的を達成するため、広報、啓発、指導、助言その他の必要な施策を実施しなければならない。

2 区は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、区民等、地域活動団体、事業者等及び関係行政機関と連携・協力し、施策の効果が最大限に発揮できるよう努めなければならない。

（区民等の責務）

第四条 区民等（区内に滞在する者及び区内を通過する者を除く。）は、居住する住宅、勤務する事業所等及び通学する学校の周辺環境の清潔保持に努めなければならない。

（新設）

するとともに、たばこの吸い殻を灰皿に捨て、又は持ち帰るよう努めなければならない。

3 区民等は、第一条の目的を達成するため、自主的な取組を推進し、及び区の施策に協力するものとする。

(地域活動団体の責務)

第五条 地域活動団体は、第一条の目的を達成するため、自主的な取組を推進し、及び区の施策に協力するものとする。

(事業者等の責務)

第六条 事業者等は、事業活動を行うに当たっては、その事業所等の周辺環境の清潔保持に努めなければならない。

2 事業者等は、従業員その他事業活動に従事するものに対し、喫煙マナー向上の啓発に努めるものとする。

3 事業者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物の敷地内（屋外に限る。）において喫煙をする者が、喫煙による迷惑行為及びポイ捨てを行うことのないよう、灰皿の移設又は撤去、喫煙場所の確保その他の環境の整備に努めなければならない。

4 事業者等は、第一条の目的を達成するため、自主的な取組を推進し、及び区の施策に協力するものとする。

(関係行政機関の責務)

第七条 関係行政機関は、第一条の目的を達成するため、区民等、地域活動団体及び事業者等の取組並びに区の施策に協力するものとする。

(公共の場所における喫煙及びポイ捨ての禁止)

第八条 区民等は、公共の場所において喫煙をしてはならない。ただし、規則で定める喫煙場所においては、この限りでない。

2 区民等は、公共の場所においてポイ捨てをしてはならない。

2 区民等は、第一条の目的を達成するため、自主的な取組を推進し、及び区の施策に協力するものとする。

(地域活動団体の責務)

第五条 地域活動団体は、第一条の目的を達成するため、自主的な取組を推進し、及び区の施策に協力するものとする。

(事業者等の責務)

第六条 事業者等は、事業活動を行うに当たっては、その事業所等の周辺環境の清潔保持に努めなければならない。

2 事業者等は、従業員その他事業活動に従事するものに対し、喫煙マナー向上の啓発に努めるものとする。

(新設)

3 事業者等は、第一条の目的を達成するため、自主的な取組を推進し、及び区の施策に協力するものとする。

(関係行政機関の責務)

第七条 関係行政機関は、第一条の目的を達成するため、区民等、地域活動団体及び事業者等の取組並びに区の施策に協力するものとする。

(歩行喫煙及びポイ捨ての禁止)

第八条 区民等は、歩行喫煙及びポイ捨てをしてはならない。

(新設)

(削除)

(指導及び勧告)

第九条 区長は、前条第一項又は第二項の規定に違反する者に対し、その行為の是正又は中止を指導することができる。

2 区長は、前項の規定による指導に従わず、生活環境を著しく害していると認められた者に対し、その行為の是正又は中止を勧告することができる。

(公表)

第十条 区長は、前条第二項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象とする者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第十一条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(重点地域)

第九条 区長は、喫煙行為を特に防止する必要があると認めた地域を、重点地域として指定することができる。

2 区民等は、重点地域において、路上喫煙をしてはならない。ただし、区長が指定する喫煙場所においては、この限りでない。

3 区長は、必要があると認めたときは、指定した重点地域を変更し、又は解除することができる。

4 区長は、重点地域を指定し、変更し、又は解除したときは、その旨を公示する。

(指導及び勧告)

第十条 区長は、第八条又は前条第二項の規定に違反する者に対し、その行為の是正又は中止を指導することができる。

2 区長は、前項の規定による指導に従わず、生活環境を著しく害していると認められた者に対し、その行為の是正又は中止を勧告することができる。

(公表)

第十一条 区長は、前条第二項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象とする者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第十二条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

(削除)

(文京区安全・安心まちづくり条例の一部改正)

2 文京区安全・安心まちづくり条例(平成十六年十二月文京区条例第三十三号)  
の一部を次のように改正する。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とし、第十六条を第十五条とし、第十七条を第十六条とする。

第十八条第二項を削り、同条を第十七条とし、第十九条を第十八条とする。

第二十条を削る。

第二十一条第三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条を第十九条とし、第二十二条を第二十条とする。

付 則

この条例は、令和二年七月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に次項の規定による改正前の文京区安全・安心まちづくり条例(平成十六年十二月文京区条例第三十三号)第十八条第二項の規定により指定されている推進地区は、この条例第九条第一項の規定により重点地域として指定されたものとみなす。

(文京区安全・安心まちづくり条例の一部改正)

3 文京区安全・安心まちづくり条例の一部を次のように改正する。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とし、第十六条を第十五条とし、第十七条を第十六条とする。

第十八条第二項を削り、同条を第十七条とし、第十九条を第十八条とする。

第二十条を削る。

第二十一条第三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条を第十九条とし、第二十二条を第二十条とする。